

岐阜市防災ラジオ配布事業実施要領

平成24年11月16日決裁

平成26年2月10日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、地域防災における災害情報伝達並びに及び災害時要援護者等の救助及び避難などの強化を目的に実施する岐阜市防災ラジオ配布事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において「貸与者」とは、防災ラジオの貸与を受けた者をいう。

(貸与者)

第3条 防災ラジオは、次の各号のいずれかに該当する者に貸与する。

- (1) 自治会連合会長
- (2) 自治会長
- (3) 民生委員・児童委員

(受領書)

第4条 貸与者は、防災ラジオを受領した際に、「岐阜市防災ラジオ受領書」(様式第1号)を市長に提出するものとする。ただし、異動により前任者から引き継ぐ場合は、第7条第2項の規定による。

2 前項の受領書については、貸与者の一覧表を添付し、自治会連合会又は地区民生委員児童委員協議会ごとにまとめて、様式第2号により提出することができる。

(引継)

第5条 貸与者が異動する際は、前任者から後任者に対して、直接防災ラジオを引き継ぐものとする。

(返還)

第6条 貸与者は、異動に際し後任者がいない場合は、速やかに防災ラジオを市に返還しなければならない。

(貸与者名簿)

第7条 市は、「岐阜市防災ラジオ貸与者名簿(以下「貸与者名簿」という。)」(様式第3号)を作成し、関係する各自治会連合会長又は各地区民生委員・児童委員協議会会長(以下「関係自治会連合会長等」という。)に送付するものとする。

2 関係自治会連合会長等は、貸与者に異動があった場合は貸与者名簿に加筆訂正し、又はその他の方法により市に変更があった旨を届け出るものとする。

3 市は、前項の規定により貸与者に変更があった旨の届出を受理した場合は、貸与者名簿を訂正し、関係自治会連合会長等に通知するものとする。

(目的外使用の禁止)

第8条 貸与者は、防災ラジオを適切に維持管理し、これを譲渡、貸与又は担保に供するなど目的外に使用してはならない。

(費用の負担)

第9条 防災ラジオの維持管理に係る経費は、次に定めるとおりとする。

- (1) 故障等により不具合が生じた際には、市の負担で修繕する。
- (2) 使用する電源及び電池交換に係る経費は、貸与者の負担とする。

附 則

この要領は、平成24年11月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 2 月 10 日から施行する。